

広島県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和三年広島県告示第二百七十四号で認可した備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年二月二十二日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

令和三年広島県告示第三百七十四号の事業地のうち、御幸町大字中津原字坂田渡において、事業地を変更する。

使用の部分

令和三年広島県告示第三百七十四号の事業地のうち、春日町大字浦上字ノロ、字向山及び字甲田において事業地を変更し、同告示の事業地に春日町大字浦上字野呂を追加する。